

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第 2 号から認第 11 号までの平成 18 年度下田市各会計歳入歳出決算認定 10 件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員長、伊藤英雄君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

3 番。

〔決算審査特別委員長 伊藤英雄君登壇〕

決算審査特別委員長（伊藤英雄君） それでは、議長の指名により、決算審査特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 認第 2 号 平成 18 年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第 3 号 平成 18 年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第 4 号 平成 18 年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第 5 号 平成 18 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第 6 号 平成 18 年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第 7 号 平成 18 年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第 8 号 平成 18 年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第 9 号 平成 18 年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第 10 号 平成 18 年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第 11号 平成 18年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2 . 審査の経過。

9月20日、21日、25日、26日、27日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、高橋教育長、森会計管理者兼出納室長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、村嶋税務課長、河井健康増進課長、内田福祉事務所長、藤井環境対策課長、金崎学校教育課長、鈴木生涯学習課長、藤井観光交流課長、滝内産業振興課長、井出建設課長、磯崎上下水道課長、土屋監査委員事務局長、鈴木議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は、会議録記載のとおりである。

3 . 決定及びその理由。

1) 認第 2号 平成 18年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第 3号 平成 18年度下田市稲梓財政区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第 4号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第 5号 平成 18年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第 6号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第 7号 平成 18年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第8号 平成18年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第9号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第10号 平成18年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第11号 平成18年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

以上であります。

次に、審査の経過を報告いたします。

1. 市長に提出を求めた資料。

1) 市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況(収納率 100%未満のみ)。

2) 17・18年度決算における滞納者リスト(使用料を含む)。

3) 18年度決算時点の起債残高。

4) 工事費(すべて)及び委託料(30万円以上)の予定価格に対する落札率に関する資料。

5) 借地料(行政財産)に関する資料。

6) 市有地貸し付け(占用料除く)に関する資料。

7) 委託料の業者別一覧表。

8) 第8次教育環境整備5カ年計画、策定経過に関する資料(耐震、下水道接続工事等第7次計画の積み残し・変更分を含む)。

9) 臨時職員配置及び人数に関する資料(職種・所属先・金額)(平成18年度末現在のもの)。

10) 公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。

11) 観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料(5カ年の推移)。

12) 下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料(5カ年の推移)。

13) 下水道水量調査、汚泥等処理委託業務、放流水の水質調査に関する資料。

- 14) 年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。
 - 15) 下水道加入状況（個人、業種別、加入の実態）。
 - 16) 水道源水、浄水の水質検査に関する資料（5カ年の推移）。
 - 17) 河川水質検査に関する資料（5カ年の推移）。
 - 18) 上水道、無効水量に関する資料（5カ年の推移）。
 - 19) 顧問弁護士委託状況に関する資料。
 - 20) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料（5カ年の推移）。
 - 21) 生活保護世帯数、人員数に関する資料（5カ年の推移）。
 - 22) 国民健康保険のレセプト点検結果一覧表（過誤に関するものの金額及び件数）
2. 現地調査実施箇所。
- 1) 蓮台寺パークの施設処分（下田地区新構想高校関係）。市有地売却（交換に伴う差金）、工作物売却（工作物売却代）、建物工作物（移転補償）。
 - 2) 伊豆つくし会施設建設予定地（加増野）（出損金）。
 - 3) 伊豆つくし会施設建設予定地（宇土金）（出損金）。
 - 4) 外浦漁港護岸新設工事（海岸事業）。
 - 5) 白浜漁港（板見地区）漁道災害復旧工事。
 - 6) 白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備工事。
 - 7) 須崎漁港水産基盤整備工事。
 - 8) 県単道路整備事業負担金（落合）。
 - 9) 急傾斜地崩壊対策事業負担金（柿崎）。
 - 10) 県営街路事業負担金（五丁目）。
 - 11) 査定第33号市道田牛海岸線道路災害復旧工事。
 - 12) 準用河川奥条川河川改良工事（大賀茂）。
 - 13) 下田中学校身障者トイレ設置工事。
 - 14) 中地区下水道管渠築造工事（第2工区）（東中）。
 - 15) 落合浄水場耐震補強工事（河内）。
 - 16) 須原地区配水管布設工事（その3）。
 - 17) 外浦地区下水道管渠築造工事（第2工区）。
 - 18) 外浦地区配水管改良工事（その2）。
3. 一般会計における事務事業と決算について。

平成 18年度の歳入調定額は 99億 8,337万 6,906円であり、収入済額は 89億 7,460万 6,838円で、9億 1,733万 2,999円が収入未済となっている。不納欠損額は 9,143万 7,069円である。

市税は 3億 1,289万 9,294円で、歳入総額の 34.7%を占めている。収入済額の前年対比は 3,902万 2,747円減少している。これは、特別土地保有税の前年対比 7,643万 5,979円の減が大きく、調定額に対する収入率は 76.1%で、前年対比 0.5%上回っている。

収入未済となった主なものは、市税 8億 9,083万 2,112円で、前年対比 9,303万 3,348円の減である。収入未済額の徴収には実効性のある方策等、収納率の向上と累積滞納額の縮減に努め、収収確保に一層の努力を望むものである。

特別徴収に係る入湯税は、前年度に比べ 863万 1,844円の増であったが、調定額 1億 2,019万 2,287円に対する収入未済額は 1,508万 2,840円、率にして 12.5%と高い数値になっている。前年の 18.9%から比べると改善されてはいるものの、この税の性格からもなお一層の収収確保の努力が望まれる。

市税の滞納繰越額は、8億 9,109万 6,357円で前年度対比で 9,310万 9,824円の減、これは、滞納対策係の設置等の努力によるものである。滞納繰越額のうち、500万円以上の高額滞納者の分が 4億 7,727万 4,000円で 53.6%を占めている。

歳入の不納欠損額は、9,143万 7,069円で前年度に比べ 5,648万 3円増加している。これは滞納処分が進んでいることから増加した面が多いと思われるが、税負担等の公平性の観点から不納欠損処分に当たっては慎重な対応が望まれる。

職員は定員 275人に対し、実数 259人で減少を続けている。臨時職員は平成 18年度末で 104人で人数は固定化している。職員全体のうち 28.7%が臨時職員であり、業務全般への影響を考えると待遇改善等についての配慮が求められる。

観光費は、1億 4,045万 361円で、前年度に比し、7,412万 767円の減となっている。このため各種イベントの予算、各団体への補助金等が減額になり、イベントのあり方、団体の活動について新たな施策が必要である。

観光入り込み客は、ほぼ横ばいである。宿泊客数は、前年に比べ 11万 8,000人の増であったが、市内経済への波及効果は余り見られず、観光業のありようについての研究が必要である。

粗大ごみの処理については、一般廃棄物処理許可業者に条例違反の指摘があり「一般廃棄物業務適正化庁内調査委員会」を設置し、事実関係の調査及び違反状態の解消に取り組み、現在では指摘された事項は解決した部分もあるものの、今後は厳正な行政指導が求められる。

下田市では、古紙類 562.54トンを 17万 1,999円支払って処理委託をしているが、近隣の町には、逆に古紙類を売却しているところがある。この例に倣えば、下田市では、443万円での売却が可能であった。古紙類の処理について、抜本的な取り組みが必要である。

基金の取り崩しに当たっては、基金の目的を考慮し、いわゆる経常的経費に使われるようなことがあってはならない。ましてや経費削減の穴埋めに使うことのないよう配慮が求められる。

教育費は、5億 5,939万 5,743円で前年比1億 1,725万 1,098円の減である。幼稚園の統廃合、蓮台寺パークの廃止等、少子化の中でやむを得ない面があるとはいえ、子育てや教育が切り捨てられているような印象さえある。子供は国の宝であり、地域の宝である。予算措置においては、十分な配慮が望まれる。

各課に工事及び委託料に対する落札率の明らかになる資料を求め、審査をした。全国的に見て拡大解釈され利用されている随意契約の弊害が言われ、その改善が求められており、一般競争入札の本旨に帰り、契約時の透明性が担保されなければならない。

平成 18年度の実質単年度収支は、4億 3,087万 1,000円の黒字となった。平成 17年度が7,168万 8,000円の赤字、平成 16年度9,349万 2,000円の赤字であったことを考えれば、今昔の感がある。給与カット、キャップ方式の経費削減の効果が出ているのだろうが、そのひずみもまた出てきている。実質公債費比率 20.4%の高さは配慮しつつ、これからは経費削減と同時に、ひずみの解消にも努める必要がある。

4. 各特別会計等決算について。

下水道事業特別会計決算について。

昭和 48年度に事業認可を受けて、平成 18年度末までの総投資額は 195億 6,379万 4,000円で、投資財源の主なものは、起債 102億 7,070万円、国県補助金 80億 6,285万円、一般会計繰入金 5億 7,740万円である。なお、平成 18年度末起債残高は、91億 4,814万 3,000円となっている。この期間の使用量の収益は 10億 4,558万 3,000円である。

平成 18年度末までの下水道 接続戸数は、2,521戸で 52.7%、世帯数は 2,944世帯で 59.7%人口率では 6,846人で 60.3%となっている。

有収汚水量は、117万 2,000立米で、使用料単価は 1立米当たり 112円、それに対し処理単価は、維持管理で 151円、資本費で 861円となっている。

緩やかな改善は見られるものの、接続率が 75~ 80%に至らなければ維持管理費がまかなえないとの説明もあり、加入の促進に一層の努力が求められ、他課に先んじて進めている包括

的業務委託の推進、汚泥処理委託の見直し、上水道事業との一体的な管理 等による経費削減に努めるべきである。

使用量の滞納繰越額は、1,825万4,000円で、前年度に比べ9万1,000円減少し、改善は見られるものの、滞納者リストによると10万円以上の滞納者が使用量で18件9.6%、受益者負担金では、12件7.3%となっている。1位の滞納者は、使用料で749万円、全体の41.0%を占めている。

こうした状況を改善して値上げ等加入者のみの負担になるという市民の不満の声もある今、安易な値上げは極力避けるべきであると思われる。

水道事業会計決算について。

定住人口より、夏場の需要の動向に大きく左右される地域性から見て、不安定な要素はあるが、確実に人口減による需要の低下傾向は進んでいくと考えられる。そうした中で、市民の日常生活に欠かすことのできない良質な飲料水の供給は、安心できる水質の原水を安定的に確保することである。

年間有収水量は、500万立米を割って久しく、平成18年度は436万4,832立米で前年対比3万294立米、率にして0.7%減少し、有収率は75.9%となっている。事業収益の根幹となる給水収益は、平成11年度以降最も低い結果になっている。給水収益が前年対比99.9%と下がりながらも、純利益においては、前年対比111.4%、前年以上の3,117万6,000円が計上された。それは、前年対比89.9%、10.1%も削減した人件費等、経費の節減によるもので評価されるところである。

給水戸数1万2,902戸、前年対比46戸の減、配水量は578万1,448立米で22万4,582立米増加、有収水量は436万4,832立米で3万294立米の減少で、有収率75.9%、前年対比3.6%低下している。無効水量は132万7,822立米で、配水量の23.0%に相当、前年対比25万2,632立米増加している。

無効水量の要因でもある本管の破損45件の内訳は、石綿管1件、鋼管4件、鋳鉄管1件、塩ビ管22件、その他7件となっている。石綿管の布設がえは、環境面からも急がれるところでもあり、老朽管の布設がえ、無効水量の増加に注意深い分析が常になされなければならない。

落合浄水場沈殿池のレベル2に耐える耐震工事が4,035万6,750円で平成18年度になされ、安定した給水の管理が可能になったが、今後、配水池等の耐震工事も計画される中、経営を圧迫する要素となり、無効水量の減を図り、未収分の回収、政府資金の高い借入利率の是正

も働きかける努力が求められる。

上水道・下水道ともに、工事費及び委託料の明細において、精算額が落札額より多い事例が数多く指摘された。

契約の遂行においては、より万全を期することが望まれる。

国民健康保険事業特別会計決算について。

歳入総額は調定額で、38億1,753万9,000円、収入済額は33億4,143万8,000円で、収入未済額は4億5,153万3,000円、不納欠損額は2,456万9,000円となっている。

保険税収入の状況は、収入済額11億9,093万9,000円、前年比0.3%の減であり、調定額に対する収入率は71.6%で前年比1.9%の減となっている。また、収入未済額は4億4,870万9,000円、不納欠損額は2,442万8,000円である。

保険給付費は、予算現額25億4,645万2,000円に対し、支出済額は20億9,331万6,000円となり、4億5,313万6,000円の不用額が計上された。給付費の推移は、15年度においては前年度対比3億1,311万1,000円の大幅な増加により18億3,563万2,000円、16年度19億1,394万2,000円、17年度2億6,997万4,000円と増加はしているものの、18年度は20億9,331万6,000円で前年比7,665万8,000円の減となる等、医療費抑制の方策も今後とられ、改善も予測できる。国保診療報酬支払準備基金も3,000万円積み増しされた。これらは、16、17年度の2回にわたり、合わせて20%以上の保険料値上げがなされたことや、18年度は、一人当たり医療費が35万9,961円と、前年比約1万円少なくなったこと等によるものと思われる。

なお、介護納付金は2億2,395万2,000円、老人保健拠出金は5億7,632万9,000円となっている。この3本の保険事業は、一体的な施策が必要である。

老人保健特別会計決算について。

老人医療受給者数は月平均で4,216人で、前年度に比べ、211人(0.5%)減少している。調定額、収入済額は同額で28億4,840万4,000円、前年比5.3%減。支出済額は28億2,231万6,000円、前年比5.5%減で、不用額9,405万7,000円となっている。

医療給付費は27億5,016万5,000円、前年比5.5%減で、8,983万4,000円の不用額となっている。

介護保険特別会計決算について。

平成18年度は、制度発足7年目で第3期介護保険事業計画の初年度となった。基準保険料を第1期2,800円に、第2期2,600円から第3期3,200円に賦課率を上げ、介護制度の求められる新たなサービスに対応することとなった。

歳入合計は 17億 5,526万 1,000円、歳出合計は 16億 2,105万 5,000円である。そのうち保険料収入は 2億 8,099万 3,000円、前年比 26.1%増であり、保険給付費は 14億 9,430万 7,000円、前年比 6.9%増となる。

歳入歳出差引額は 1億 3,420万 6,000円で、介護給付費負担金精算後の残額は 5,089万 4,000円、そのうちの 4,444万 9,000円を平成 19年 9月補正予算に計上し、介護給付準備基金に積み増しする予定である。18年度末の基金残高は 3億 1,638万円となっている。

以上のような国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計を見るときに、基金の積み立てや一般会計からの繰り入れを減ずる等、内部留保に努め、財政の健全化を図りつつ、医療保険制度の流動化 に対処していくことが大事であると思われる。

以上で報告を終わります。

議長（増田 清君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（増田 清君） これより各議案について討論、採決を行います。

まず、認第 2号 平成 18年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第 2号 平成 18年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論をいたします。

平成 18年度は、昨年にも続きまして、財政健全化を図るということを最重要課題であるとされてきたと思います。歳出面では経常経費のキャップ方式によりまして、対前年比 20%のカット、さらに職員人件費 9.5%のカット、決算で見ますと 2億 1,500万円余に上っているわけでありまして。さらに、全く貧しい教育予算、観光立市をうたいながらも下田市観光協会等への補助金、これも大きく 800万円一律削減をしているわけでありまして。

各補助金の大幅カットでますます市内の経済は疲弊をしている。市民の暮らしを無視する、そういう市政が続いてきていると思うわけでありまして。本来、市税で賄うべきこの福祉の予

算も、ほのぼの福祉基金を 1,800万円も取り崩し、不適切な運用がされているわけであり
ます。

そして、単年度収支は1億 3,278万円余の黒字。実質単年度収支は4億 3,000万円を超える
黒字となっているわけであります。市民の要求を切り捨て、その結果が黒字というわけであ
ります。その一方で、老朽化している保育所や幼稚園、市営住宅の耐震工事や補修は全くさ
れず、放置がされているわけであります。

さらに各課の委託事業のほとんどが随意契約であります。例えば、浄化槽の保守点検料は
学校やこの公の施設の幾つもあるわけですが、まとめてみますと 1,000万円を超える。この
随意契約が、市内の1社の業者に随意契約ですべて契約されている。これは議会でも指摘し
改善をするように求めてきたわけでありますが、管理の集中あるいは一括入札などの改善が
全く図られていないわけであります。

さらに問題なのは、廃棄物処理行政が、全くこの不正違法な行政が是正がされていないと
いうことでもあります。平成 18年4月6日、環境省の指導により、市内委託業者が廃家電4品
目のうちテレビ・冷蔵庫について不正な処分をしているということの指導があり、明らかにな
ったわけであります。これは平成 13年9月1日に、市当局が一般廃家電の処理業の許可を
出したことに起因をしているわけであります。本来、リサイクルに乗せるべきこの廃家電4
品目が一般廃棄物、いわゆる粗大ごみとして違法に処分をされていた。しかもこれから出る
破碎した残渣物は市が引き取り、埋め立てあるいは焼却処分をしていた。まさにこの業者の
システム、利益誘導に市の行政が手をかしていた。こういう結果が明らかになり、市長自ら
これではいけないということで処分をしたわけでありますが、この業者には一向の改善命令、
行政処分等が一つもされていないわけであります。そして、その実績は評価できるとして、
この9月1日に4度目の許可証を更新をしているというような行政を進めているわけであり
ます。

いわゆる廃掃法6条の2、市町村の処理等のことが決められている項であります。一般
廃棄物処理業者が処理を行う場合、市町村は業の許可、業の許可というのは、許可の取り消
しを含むあるいは報告の徴収、立入検査、改善命令の権限を用いる等により、一般廃棄物処
理業者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。一般廃棄物処理業者
には、処理基準に適應しない処理が行われた場合は、改善命令により、また不適切な処分が
行われた場合には措置命令により、長が一般廃棄物処理業者に対し、処理方法の改善または
生活環境の保全上の支障の除去もしくは発生の防止のために必要な処置を講ずることを命ず

る責任を、この法律によって当局は課せられているわけであります。

今なお、改善命令等出されていない。まさに職務怠慢であると、こう言わざるを得ない事態があると思います。当局自身が違法であること認めている粗大ごみの業者の持ち込み手数料は、市の手数料1キロ 20円以下にしなければならないもの、これを 31円で受け入れている。自ら違法であることを認めていながら、先ほど言いました改善命令等措置、行政処分を全くしていないわけであります。さらに今日も新聞・雑誌・ダンボールについては東伊豆や河津町では1トン当たり 7,875円で売っておりますのに、下田市では1トン当たり 3,000円を払って、まさに有価物をごみとして処分をしているわけであります。この業者は差し引き年間 600万円余の収入をこのことだけで得ていると。財政再建を叫ぶこの 18年度の予算執行の中で、このようなずさんな執行がされていて、決して認定してはいけない 18年度一般会計の歳入歳出決算は、不認定とすべきものであると、こう考えるものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） 平成18年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の意見を述べさせていただきます。

平成18年度一般会計の決算の審査においては、先ほども委員長の報告にございましたが、大きな問題もなく審議が行われたと思っております。

随意契約に関しましては、委託料においては特殊な内容が多く、また点検業務などにおいてはそれぞれ点検日なども決まっており、これを一つにまとめて入札執行することには甚だ無理があるものがほとんどであるというふうに思われました。

また、工事請負では、緊急時の緊急性のあるものや少額の工事がほとんどで、その他の工事においてはほぼ指名競争入札が行われております。このことを見ましても、問題がないものというふうに理解をいたしました。また、廃棄物処理の問題では、今日に至るまで不適切と思われる内容もあったように思いますが、ここに来て改善がなされたわけであります。

以上のようなことから、平成18年度一般会計歳入歳出決算認定については賛成をいたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第2号 平成18年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 次に、認第5号 平成18年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決

算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成18年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第6号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の理由を述べさせていただきます。

平成18年度の国民健康保険事業の歳入歳出におきまして、昨年につきまして1億4,600万円余の繰り越し、大幅な黒字となっているわけでありまして。これは、医療費が昨年より伸びがとまった。月1億円から9,000万円以下で済む。その結果、保険給付費の総額は、昨年平成17年度は2億6,990万円余でありましたものが、2億9,331万円になっているわけでありまして。しかし、この医療費が引き下がってきた原因がきちりと解明されていない。なぜ医療費が下がったのか。診療報酬や高額な透析等の患者が減ったということは予想ができますが、それらの原因がきちりとつかまれているわけではない。したがって、予防活動につなげていくことができない。できないどころか、予防活動は、この会計ではほとんど皆無という状態になっているわけでありまして。

国保加入者約7,000世帯、加入人員1万4,000人、まさに市民の半数以上はこの保険事業の加入者というわけでありまして。自営業の人や退職された高齢者の方々が多く加入しているこの国保事業であります。伊豆圏域においても一番高い国保税率、県下でも一、二を争うよう

な税率であります。そしてその一方で、国保税の徴収率は 71.8%、3割近くの滞納となっているわけでありまして。そして今日、未収金は4億 5,000万円を数えようとしているわけでありまして。このような実態、さらに短期保険証書あるいは資格証明、保険証を取り上げられる方が国保税を払えないためにふえているのでわけでありまして。短期給付が約 40Q、そして資格証明は 200世帯を超えようとしているわけでありまして。このような現状は、まさにこの大事な市民の国民健康保険事業が破綻寸前である、こういう状態に立ち至っていることが明らかになっているんだらうと思うわけでありまして。

こういう点から、この事業の抜本的な改善を進めていく必要があります。少なくとも、郡下並みの国保税率に引き下げる。そして、使いやすい国保事業を展開していく。予防活動を大きく位置づける。市民の健康を守る。加入者の健康を守る。この事業を一層推進していく必要があると考えるものであります。こういう観点から、平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計決算認定は不認定とすべきものとするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5 番。

〔5 番 鈴木 敬君登壇〕

5 番（鈴木 敬君） 国民健康保険特別会計の決算に賛成する立場から意見を表明したいと思っております。

過日行われた決算特別委員会においては、国民健康保険に対する審査も十分に行われました。その中で、決算の第1の任務である予算がどのように執行されたか、その過程において大幅な不正やあるいは大幅のむだ等々があったのかという点に関しては、そのような事実が指摘されませんでした。おおむね予算は合理的な範囲の中で執行されたものと認定されると思います。そしてまた、予算の執行がどのような数字的な結果を目指したのかということに関しましては、それぞれの議員の政治的な立場、心情等々において、受け取り方はそれぞれ異なってくると思いますが、おおむね現状の保健医療体制に即した効果はあったのではないかというふうに認識しております。

この報告書でもありますように、ただいま保健医療体制、制度そのものが大幅な変革の時期、流動化しているような状況にあります。老人保健制度も 20年度から後期高齢者医療保険制度が導入される等々、あるいは介護保険の分野におきましても、医療から特養の方に患者が大幅に移動させられるというような制度の変更もあります。そのような中で、国民健康保険の流動化の中で、18年度は医療費の減によって国保会計の改善が見られ、それが準備金の

積み立てという形で行われた。これからの保健医療制度の変動に十分対処していくための準備をしているというふうな、18年度国民健康保険特別会計のとらえ方であると思います。そのような観点から、私は国民健康保険特別会計は認定されるものであるというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論は終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第6号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成18年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成18年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成18年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 認第 8 号 介護保険特別会計予算の決算認定に、反対の討論をさせていただきます。

ご案内のように、介護保険事業はこの年度、大変大きな改正がありました。そして、多くのお年寄りにとって、まさに保険あってサービスなしという現状が出ていると思います。電動ベッドやあるいはシニアカー等を利用できた方々が、この介護保険の制度から体が元気だからという理由で排除され、多くの方々がまさにサービスなしという状態を迎えているのであります。そして、第 1 号保険者、その保険料は平均で 3,200 円、こうなっているわけであります。その決算数値を見ますと、その積立金は 3 億 1,600 万円余、3 億円を超える積み立てをしているわけであります。第 1 号保険者のお年寄りからは過大な保険料を取り、そしてサービスは法律が変わったからと言って、そこに理由があるとしても、何らの手当てを高齢者の皆さんに手を差し伸べない。国の言うがままの切り捨て介護保険事業を進めてきたと言わざるを得ないと思うわけであります。高齢者の悲鳴が日々聞こえてくるような状態になっているわけであります。

これらの高齢者の悲鳴にこたえ、改善をしなければならないという観点から、介護保険決算認定は不認定とすべきものであると判断をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7 番。

7 番（田坂富代君） 認第 8 号 平成 18 年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の討論を行います。

平成 18 年度より、国の政策の転換により介護保険制度が大きく変わり、介護保険特別会計に地域支援事業が設けられました。従来の保険制度と使えるメニューが大きく変わったことから、当初は随分と混乱があったかと思われます。しかし、法的に許される範囲でできることには取り組んでおり、利用者やご家族との話し合いの中で理解はされてきたものと思われます。

また、業務が増える中、十分とは言わないまでも努力はされてきたものと考えています。また、積立金 3 億円を超える金額ですが、見直しの時期に市民の皆さんに迷惑のかからないよう検討していくというそういう考え方もあることすし、入所者の待機に関しましては、居宅介護を中心にするという国の政策の中、特養施設整備に関する補助金が大幅に減らされ、新しい施設整備が難しい、そういう中 でショートステイやデイサービスを活用しながら何と

かやっていると認識しています。

以上の理由から、認第8号 平成18年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと考えます。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論は終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、認第8号 平成18年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第9号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成18年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第 10号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

次に、認第 11号 平成 18年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第 11号 平成 18年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおり、これを認定することに決定をいたしました。

以上で、認第 2号から認第 11号までの平成 18年度下田市各会計歳入歳出 決算 10件の決算認定については全部終了いたしました。

ここで 10分間休憩いたします。

午前 10時 58分休憩

午前 11時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置について、議第 56号 政治倫理の確立のための下田

市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第 59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 3 号）、議第 61号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1 号）、議第 62号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、議第 64号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 12件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8 番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1) 議第 57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第 58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 3 号）（本委員会付託事項）。

4) 議第 62号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）。

5) 議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（本委員会付託事項）。

6) 議第 64号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

7) 議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（本委員会付託

事項)。

8) 議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算(第 2号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過。

10月 1日、第 2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井出建設課長、磯崎上下水道課長、滝内産業振興課長、河井健康増進課長、内田福祉事務所長、藤井環境対策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第 57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理 条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算(第 3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 62号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 64号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第 2号)(本委員会付託

事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算 (第 2号) (本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長 (増田 清君) ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番 (沢登英信君) 議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算 (第 3号) の 3800番事業について、お尋ねをいたします。

須崎漁港水産基盤整備事業であります。全体計画の終了までに幾らの総予算となるものでありましょ。公有水面の埋め立ての申請の作成委託料が 20万円補正されているわけですが、20万円の委託料が全体計画の中でどういう位置にあるのかという点で、第 1 点目にお尋ねをしたいと思います。

また、その終了年度はいつになるのか。公有水面埋め立ての申請書作成業務 20万円の予算計上しているわけですが、地元の方々、漁民の方々の埋め立ての同意あるいは負担金等の了解はどのような形で取りつけているのか、進められているのか。第 2 点にお尋ねをしたいと思います。

3 点目としまして、現状の物揚げ場の岸壁を 5メートル幅で埋め立て拡張するという説明を受けているわけですが、同じ事業で既に対岸に大きな物揚げ場岸壁が完成近くなっているわけであり。どうして対岸の現状を拡張する必要があるのか、疑問に思いますので、どういう審議がされたかお尋ねをしたいと思います。

4 点目としまして、須崎漁港の水産基盤整備事業の目的は、その利便性を図り、水産物の水揚げを高めるとのことと思うわけですが、今までの投資に対し水産物の水揚げの増加があったのかなかったのか、どういう投資効果があったのか、4 点目としてお尋ねをしたいと思います。

以上であります。

(産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇)

産業厚生常任委員長 (土屋 忍君) お答えをいたします。

須崎漁港水産基盤整備事業ですけれども、これにつきましては事業主体が下田市ということで、平成 20年から 22年の事業で、およそ 2 億円の工事ということでございます。これにつきましては、国から 75%の補助金で工事を実施しているということで、地元のというようなこともありましたけれども、地元負担というのは、工事費の中の経費を抜いた純工事費の中の 35%を地元の方が負担している。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 27 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの 1 番議員の質問に対して、産業厚生常任委員長の答弁を求めます。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 休憩をいただきましてありがとうございました。

先ほど質問のございました点ですけれども、今回補正で出ております 200万円につきましては、地元の負担はございません。工事に関して負担はございますけれども、委託ですので、これについての負担はございません。

それから今回、今現在行われる予定の岸壁の工事につきましては、全体の金額は 2 億円でございますが、須崎漁港の整備全体でどれくらいかということにつきましては、委員会の方ではそういう議論はございませんでした。今回のことについては、全体で 2 億円であるという話は説明がありました。

それから、地元との協議はしっかりなされているのかとの質問でございますけれども、昨年から協議をしてまいりまして、船主会からも了解をもらっての工事でございます。

それから、4 点目にございました水揚げ、または効果についてということの質問ですけれども、これにつきまして議論はなされなかったということでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 効果ということ、これにつきましては、委員会では議論はございませんでした。

議長（増田 清君） 1 番。

1番（沢登英信君） 補正予算で出ておりますのは、ご案内のように公有水面埋め立ての申請のための委託ということですが、今の答弁で明らかなように、平成 20年から 22年の3カ年で2億円の埋め立て工事をするための、この 200万円の今回の補正だと、こういうことになるわけですので、2億円のうち 75%が国の補助だと、この金額は幾らになるのかと、地元負担が純工事費の 35%だということですが、この地元負担とはどなたが負担するのかと、市が負担するということはないのか、あるいは市が起債をするということはないのか、そこから辺を2億円という工事費がわかっているならば、その範囲内でその区分がどうなっているかお聞かせをいただきたい。と言いますのは、大変な財政難の中で、このような3カ年の工事を50センチメートル、120メートルぐらいのものを前にしようということから、常識的な判断をしますと、漁業者でありませんのでちょっと疑問に思うわけです。どういう効果があるのかな、どういったために2億円かけてこの事業をしたいのかな、こういう疑問が出てきますので、その疑問を解いていただきたい。どういう議論が委員会の中でされたのか。

そして、須崎の状況を見ますと、須崎港湾はまさにどこの面もコンクリートですべて固められてしまっているというような現状が出てきているのではないかと思うわけです。そういう点からも、やはり県事業の方の港湾の埋め立ても含めて、当然市の負担分も費用も出しているわけでありまして、見直す必要と言いますか、その事業効果から判断して、一定もう少し長いスパンでやるとか、それがどういう効果があるのかということ、当然きっちり議会としても吟味をしていかなければならない課題だと思うわけでありまして。そういう点で、委員会では総予算全体の計画については議論がなかったという答弁であります。そういう観点からの委員長の見解でも結構ですので、ありましたらお聞かせをいただきたいと思うわけでありまして。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 今ございました委員長の見解というのはなかなか難しく、お答えはできないわけですが、先ほどありました、5メートル出して何のための岸壁かということにつきましては、昨年までやってきた工事とこれからやっていく工事の種類が違うという当局からの説明がございまして、今までは準備岸壁ということで漁をするまでの準備をする岸壁であるということで、説明では、準備岸壁ですから横づけにしているんなものを積んだりというような、そして短時間に行う、そういうような種類の岸壁であるということと、これからやっていく岸壁については休憩岸壁ということで、休憩と言っても長時間休憩するわけではないですけれども、一時休憩をするという説明はございました。そ

れで地元のことについては、先ほども説明をいたしましたとおり、いろんな了解をもらいながら進めているということで、それ以上のことにつきましては、今回の委員会ではいろいろな質疑もなかったのが現状です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今、委員長からの発言で、須崎港内には休憩岸壁と準備岸壁があると、こういう答弁であります。当事項を含め、市内の漁港で休憩岸壁・準備岸壁がともにある漁港はあるかどうか。そして、このような区分をする岸壁をつくっている、伊豆半島及び県内にもこのような措置をしているところがあるかどうかお尋ねをしたい。

何かためにする名前をつけたというような感を持たざる得ないわけですね。本当に休憩岸壁あるいは準備岸壁というような名前をつけて有効に使えるものがあるのか。その点についてどのような審議をされたか、また近隣の漁村にそういう港があるのかどうか、含めてお尋ねをしたいと思います。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 実を言いますと、今回の委員会での補正予算の審議は須崎漁港水産基盤整備事業の中で公有水面埋め立て申請書類作成業務委託 200万円についての審議だったものですから、そのように議員の言われているような内容を広く審議はいたしませんでした。200万円について、いろいろと現場も見ましたけれども審議をしたということでございます。

ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり決定すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置について。

2) 議第 56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第 59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 3号）（本委員会付託事項）。

5) 議第 61号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）。

6) 議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1号）（人件費）。

7) 議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2号）（人件費）。

8) 議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 2号）（人件費）。

2．審査の経過。

10月 1日、第 1 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高 橋教育長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、山崎市民課長、村嶋税務課長、金崎学校教育課長、鈴木生涯学習課長、鈴木議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を 聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3．決定及びその理由。

1) 議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 61号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算 (第 1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算 (第 1号) (人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算 (第 2号) (人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算 (第 2号) (人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長 (増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (増田 清君) これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わりました。

議長 (増田 清君) これより各議案について、討論・採決を行います。

まず、議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番 (沢登英信君) 静岡地方税の滞納整理機構への参加を見合わせるべきと、反対である討論をさせていただきます。

この機構への加入提案を考える上で、やはり憲法第 84条において財政の観点から租税法律主義が規定されているわけであります。また、憲法第 30条においても国民の納税義務の観点から租税の法律主義を規定しているわけであります。租税法律主義とは、課税要件、課税団体、どこが課税をするのか、税率納付・徴収など、すべて法律に基づいて厳格に規定をする

こと、こういうことであります。地方税法の規定を受けて、下田市の賦課徴収条例に基づいて税務行政は進められているわけでありまして。さらに税務にかかわる公務員は、公務員法のみならず、所得税法、法人税法、地方税法の各税法において、守秘義務が2重に課せられているわけでありまして。この租税法律主義とは、公務員、税法に基づく守秘義務の上に、課税団体以外の外部組織に、滞納整理といえども行わせることができないということが明らかであります。なぜなら、滞納整理は課税権により発生した税の強制執行を伴う徴収である以上、租税法律主義に基づいて厳格に執行をしなければならないことは明らかであります。

税は、皆さんご案内のように、納期限から20日以内に督促状の発布が国税通則法第3条で決められ、さらに督促状発布から10日以内に完納なき場合は財産等の差し押さえをする規定が、同様に国税徴収法第4条で定められているわけでありまして。課税の原則を踏まえ、滞納整理はこれらに従って厳格に執行する義務があるわけでありまして。

地方税法の第2条をご覧いただければ、市町村長は賦課徴収をする権限を持っているわけでありまして。県税は県知事でありまして、市町村以外はその地方税の権限は持っていないわけでありまして。それを賦課と徴収を分けることができるかの議論を展開することは、憲法及び税法をないがしろにする。地方自治の観点からいっても、その本旨に反するということになると思うわけでありまして。

まちづくりの原点は、市政の執行の原点はまさに市税であることはだれの目にも明らかであると思います。その執行を他人の手にゆだねる、そういうまちづくりをしていいのか、こういう問題につながっていくわけでありまして。そして今日の地方分権の流れからいきましても、この広域行政として委託をするということは、まさに地方分権の流れに逆行していることは明らかであると思うわけでありまして。まさに憲法の規定する応能負担、最低生活費の非課税、これらの原則のもとに市民が自ら進んで納税の義務を果たし、このまちづくりに参加をしていく。納めた税金がどのように使われるかは、市民自らが行政を監視する。その先頭に議員が立つ。この地方自治の仕組みを根本から覆していく、そういうことになりかねないわけでありまして。

この議論の中で明らかになりましたのは、滞納整理事務だけで現在進められておりますが、税の一体化を図ろうと、県を一つの単位にしてこの機構にすべて集中をしていこう、こういう考えが裏にあること、明らかに議論の中でされてきていると思います。そして現実にこれが運用される段になると具体的な効果があるのか。ほとんど今日、下田市におきまして滞納整理係ができ、屋上屋を重ねる結果でしかない。市税で言えば8億9,000万円のうち差し押

さえされているものが6億円、徴収猶予されているものが2,100万円、そして滞納で取れそうな部分が2億7,000万円だ、こう言っているわけであります。新たに差し押さえられる物件があるかもしれませんが、そのほとんどは、この差し押さえをされている6億円の換価をするということであります。調査をして換価事業をする。市の差し押さえた物件のほとんどは、第1優先権ではないと思います。質権や担保権が銀行や債権者によってつけられている、こういう現状の中では、まさに税の徴収がなされるということは期待が持てない。どうことになるか。市内の倒産間近の旅館や廃業になっているところを新たな所有者に所有移転をしていくんだ、この仕事をするんだということになると思うわけです。下田の経済の舞台に、滞納者は去っていただき新たな経営者あるいは投資家に来てもらうんだ、こういう更新をしようということが、この機構の意味合いになると私は思うわけであります。

そういう意味から言えば、一方的にそのようなまちづくりの根幹にかかわることを機構に任せて、どこのだれだかわからない8人の委員で進められるんだ、こういう機構に任せてまちづくりを放棄するようなことはやるべきではない、このように考えるわけであります。法的に問題がある、実務上の効果がない、そしてまちづくりの精神に反している、この3点の理由から、加入は思いとどまるべきという反対の意見を述べるものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 議第55号 静岡地方税滞納整理機構の設置について、賛成討論を行います。

昨今、全国的に一部住民による公的な費用の不払いが大変深刻な問題になっており、まじめに払っている大多数の住民の方々から不満の声が高まっています。公的な費用の不払い、滞納については、下田市においても税務課に滞納整理係を設けたり、電話催告の強化などさまざまな努力をし、一定の成果はおさめていますが、市が単独で行うそのような努力でも難しいと判断されることもあります。また、例えば公売の手続等も煩雑な手続が必要であり、その膨大な時間を他の徴収に当てるということで、収納率が上がるということになるとも思われます。三位一体の改革により地方交付税が削減される一方で、この6月からは、所得税から個人の住民税への税源移譲が、住民税の税額に反映する形で始まっており、自主財源の確保が地方財政の大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、県内の各市町と県が共同して、徴収困難な滞納事案を専門的に

処理する広域連合を設立して滞納整理に取り組むことは、税の公平性を担保するためにも重要なことであると思われます。また、先進地である茨城県、和歌山県でも効果を上げていると聞いております。このような理由から、議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置について賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論は終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 55号 静岡地方税滞納整理機構の設置については、委員長の報告のとおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 平成 19年度の補正予算。先ほども質問させていただきましたが、3800 番事業にかかります 200万円の追加補正であります。公有水面の埋め立て申請の作成委託であります。この裏には、ご案内のように平成 20年から 22年にかけての 3カ年で、75%の県からの補助金とは言いながら、市の単独事業として実施をするわけであります。そのための作成業務であるわけであります。ところが、この 3年控えております事業の目的や、ここに漁業をされている漁民の皆さんの意思が本委員会、議会の中でもはっきりと表明がされていない。休憩岸壁であったり、準備岸壁であったり、全くあいまいな形でこのような事業を執行することは、ストップをかけなければならないと思うわけであります。チェック機能をきっちりと果たす、そういう任務が私たち議員にあると思うわけであります。こういう観点からこの補正予算に反対をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

5 番。

〔5 番 鈴木 敬君登壇〕

5 番（鈴木 敬君） 一般会計補正予算に対して、賛成の立場から意見を表明します。

ただいま、反対意見の中で須崎漁港整備に関する疑念が表明され、それゆえに補正予算認められないというふうなことでしたが、私たちが委員会の中で審議した中においては、新たないわゆる準備岸壁の建設については、当初の須崎港水産施設基本計画の中に当初から含まれている、当初からその中にアイデアとして入っていた、それが今年度 200万円の補正で調査し、来年度以降工事をしていこうというふうなものであるというふうな説明がありました。また、岸壁部分、今までの年間約 1 億からこのところ減ってきてまして、8,000万円ぐらいの工事費と別枠で新たにこの準備岸壁の工事費用を立てるということではなく、これまでの約 1 億円の中に含まれる工事であるというふうな説明もありました。あえて、新たに今

までないものを新しくするというふうな説明ではなく、これまでの基本計画の中に入っている水産施設の、漁港整備の計画の中に入っているものであるというふうな説明がありました。また、地元の要望としても、船主会から 100万円の寄附があると、地元民の要望もあるというふうな説明もありまして、基本的にはこの計画に関して大きな支障はない、認められるのではないかとというふうなことから、この一般 会計補正予算に関して賛成を表明するものであります。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって討論は終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第 60号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 61号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 61号 平成 19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 62号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）を

討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 62号 平成 19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 63号 平成 19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 64号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 64号 平成 19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 65号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 66号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

発議第 1 1 号及び発議第 1 2 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第 11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について、発議第 12号 国道及び交通機関の安全性を求める意見書の提出について、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5 番。

〔 5 番 鈴木 敬君登壇 〕

5 番（鈴木 敬君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書 2 件につき順次ご説明させていただきます。なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第 11号。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣に提出するものとする。

平成 19年 10月 3 日提出。

提案理由、割賦販売法の消費者保護を強化するため。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成 19年 2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法整備が必要である。

よって、下田市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記。

1．〔過剰与信規制の具体化〕

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2．〔不適正与信防止義務と既払金返還責任〕

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3．〔割賦払い要件と政令指定商品制の廃止〕

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4．〔登録制の導入〕

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年10月3日。

静岡県下田市議会。

続いて、発議第12号 国道及び交通機関の安全性を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、国道及び交通機関の安全性を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、国土交通大臣、静岡県知事に提出するものとする。

平成19年10月3日提出。

提案理由、国道の土砂崩れ対策や交通機関の安全性施策を求めるため。

国道及び交通機関の安全性を求める意見書。

観光地である伊豆半島の各市町にとって国道や交通機関は、観光産業の生命線であり、まちづくりの大きな課題となっています。

海水浴客を迎える時期、台風4号の接近から長雨となり、伊豆市土肥の国道136号が地滑りを起こし、仮橋での応急措置がとられました。

伊豆急行は、1時間当たり41ミリメートルまたは連続して30ミリメートル以上の雨が降

ると、土砂崩れ等を予想し運転を休止しており、この7月、8月で2度の運休をしています。
地震災害と台風など長雨により、土砂崩れが発生し、その都度陸の孤島状態となっています。

そこで国道の土砂崩れ対策や交通機関の安全性施策を要望します。

記。

1. 国道の土砂崩れ対策など、まえもって対応し国道の安全確保を図ること。
2. 国は交通機関などが大雨により運休しなくてもよくなるよう、施設改善のための施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年10月3日。

静岡県下田市議会。

以上2件。

提出者、下田市議会議員、鈴木敬、以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（増田 清君） 発議第11号及び発議第12号について、提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第12号 国道及び交通機関の安全性を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

発議第11号及び発議第12号に対する質疑は終わりました。提出者は議席にお戻りください。ご苦労さまでございました。

次に、発議第11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託をすることを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 11号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、発議第 12号 国道及び交通機関の安全性を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託をすることを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 12号 国道及び交通機関の安全性を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました議件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成 19年 9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時17分閉会